様式第５号(第７条第２項及び第７項関係)

搬入登録申請書

年　　　月　　　日

　岡山県西部衛生施設組合管理者　様

申請者

　郵便番号

住所(所在地)

氏名(法人又は団体名)

電話番号

　井笠広域里庄清掃工場への一般廃棄物搬入について，当該搬入に係る登録をしたいので，岡山県西部衛生施設組合ごみ焼却施設の設置及び管理に関する条例施行規則第７条第２項又は第7項の規定に基づき申請します。なお，搬入に際しては，同規則第３条第２項を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 排出元の市町名 | □笠岡市　□井原市　□浅口市　□矢掛町　□里庄町 |
| 廃棄物の種類 | ☑家庭系の一般廃棄物　　　□事業系の一般廃棄物□有害鳥獣等の捕獲個体□その他の一般廃棄物（主な内容：　　　　　　　　　　　) |
| 搬入車両プレート番号※ | （搬入車両を指定する場合に記入）別紙一般廃棄物収集運搬業委託業者搬入登録申請書（委託）のとおり |
| 搬入に係る誓約事項 | １．搬入する一般廃棄物は，下記に該当しません。(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第３項に規定する特別管理一般廃棄物(2)特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第２条第４項に規定する対象品目及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条で指定されたパソコンリサイクル対象機器(3)有害性のあるもの　(4)危険性のあるもの(5)引火性のあるもの　(6)焼却処理が困難な重量物及び堅牢物２．搬入にあたっては，その適正な搬入に努めるとともに，指示された事項に従います。３．岡山県西部衛生施設組合ごみ焼却施設の設置及び管理に関する条例第１５条の規定により搬入する一般廃棄物について報告を求められたときは，速やかに報告いたします。４．本誓約を履行せず，又は岡山県西部衛生施設組合ごみ焼却施設の設置及び管理に関する条例及び同施行規則並びにその他法令に違反する場合には，いかなる処分を受けても異議の申し立てはいたしません。 |

※組合市町の一般廃棄物収集運搬業務の委託業者又は許可業者等，搬入車両を登録する場合は以下を添付してください。

(1)登録する車両の車検証の写し

(2)委託業者の場合：組合市町との収集運搬業務委託契約書等の写し（発注組合市町及び委託期間が分かる書類）

(3)許可業者の場合：一般廃棄物収集運搬業の許可書等の写し（許可申請組合市町及び許可期間が分かる書類）